

第 26 号議案

中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 2 月 27 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

難病患者福祉手当の額を改める必要がある。

中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

中野区難病患者福祉手当条例（昭和51年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「10,000円」を「15,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和8年4月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。